

環境の保全の見地からの意見

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成 15 年 2 月 28 日

名古屋市長 松原 武久

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業については、下記の事項を踏まえて環境影響評価を実施し、環境影響評価準備書を作成することが必要です。

記

1 事業の目的及び内容に関すること

- (1) この地域は、干拓によって新田開発がされ周辺も含め海拔ゼロメートル地帯であり、地盤は緩い砂層と軟弱粘土層で構成されているので、これらに配慮した事業計画を作成すること。
- (2) 事業実施区域には学校等が存在するので、通学路等の安全性が確保されるよう工事計画を作成すること。
- (3) 事業実施区域は、水稻主体の土地利用が行われ、降雨時には水田が遊水機能を果たしているが、事業の実施により雨水流出の増大が予想される。このため、事業計画において、雨水の流出増に対応し、調整池を設置しているが、必要な容量が確保されるよう調整池の規模を具体的に明らかにすること。
- (4) 公園・緑地の面積はできる限り広くとり、地域の自然環境が活かされるような公園として整備し、人と自然との触れ合いや生態系の確保について配慮すること。

2 事業実施区域及びその周辺の概況に関すること

- (1) 東海豪雨等過去の水害履歴を明らかにすること。
- (2) 事業実施区域及びその周辺のボーリング調査結果や土質試験結果の資料の収集に努め、地質断面図を作成するとともに地盤の状況を明らかにすること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法に関すること

- (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行ルートは、大気質、騒音等の周辺環境への影響を考慮して選定し、適切な地点で調査等を実施すること。
- (2) 事業実施区域には学校等が存在するので、工事に伴う大気質、騒音等の影響について配慮すること。
- (3) 建設機械の稼働に伴う騒音の予測は、最近、日本音響学会から「建設工事騒音の予測モデル“ ASJ CN-Model 2002 ”」が報告されており、この手法による予測も検討すること。
- (4) 建設機械の稼働に伴う騒音等の予測対象時期は環境影響が最大と想定される時期としているが、事業規模が約 150ha と広大であるので、具体的な工事計画に応じて、適切な時期及び地域を選定して実施すること。
- (5) 事業実施区域の北側には中高層住宅があるので、騒音の高さ方向の予測を実施すること。
- (6) 事業実施区域及びその周辺は主に水田生態系を形成しており、日常的に自然と触れ合える場となっていると考えられる。また、社寺も日常的に触れ合い活動の場になっていると考えられ、史跡資料の収集に努め、人と自然との触れ合いの活動の場の実態を明らかにし、予測評価を実施すること。